

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第5号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「3万8,880円」を「3万8,340円」に改め、同項第2号中「4万8,600円」を「4万7,925円」に改め、同項第3号中「5万8,320円」を「5万7,510円」に改め、同項第4号中「6万8,040円」を「6万7,095円」に改め、同項第5号中「7万7,760円」を「7万6,680円」に改め、同項第6号中「8万7,480円」を「8万6,265円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「9万7,200円」を「9万5,850円」に改め、同項第8号中「11万6,640円」を「11万5,020円」に改め、同項第9号中「12万8,304円」を「12万6,522円」に改め、同項第10号中「14万3,856円」を「14万1,858円」に改め、同項第11号中「17万8,848円」を「17万6,364円」に改め、同項第12号中「19万8,288円」を「19万5,534円」に改め、同項第13号中「21万7,728円」を「21万4,704円」に改め、同項第14号中「24万1,056円」を「23万7,708円」に改め、同項第15号中「26万4,384円」を「26万712円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万3,328円」を「2万3,004円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万3,328円」を「2万3,004円」に、「2万9,160円」を「2万8,755円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「2万3,328円」を「2万3,004円」に、「5万4,432円」を「5万3,676円」に改める。

第18条第1項ただし書中「が10円未満で」を「に100円未満の端数が」に、「は、この限りでない」を「、又はその全額が1,000円未満であるときは、その

端数金額又はその全額を切り捨てる」に改める。

付則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第18条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。